

2026年5月18日

性同一性障害特例法に関する要請

一般社団法人 Tネット
ディレクター 野宮亜紀・木本奏太
transgender.network.jp@gmail.com

Tネットは、トランスジェンダーの当事者を主体とした、トランスジェンダーに関する社会啓発や提言などを行っている団体です。

今回の、「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」(以下「性同一性障害特例法」)3条1項2号の「現に婚姻をしていないこと」という要件(以下「非婚要件」)の違憲無効を求める裁判の審理にあたり、Tネットは、その審理が当事者の生活の実態に即したものとなることを求めます。

トランスジェンダーの中でも、出生上の割り当てと異なる性別で生活をしている者は、現実社会の中で生きているその性別と、法律上の性別が異なることで困難に直面します。身分証明書を提示する度に、性別を移行して生きているという機微な情報を他人に知られ、またそれによって、偏見にさらされたり、差別的な取り扱いを受けたりするといったことが様々な機会で見まします。トランスジェンダーの個人が法的な性別変更を望むのは、自身が営んでいる生活の、安定と安全を守るためです。

そうした必要性を持つ当事者の中には、家族との暮らしを営む者も数多くいます。そのあり方は多様ですが、その中には法律上の異性と婚姻をしている者もいます。そのようなケースでは、法律上の「夫」が社会的にはすでに女性である、または法律上の「妻」が社会的には男性であるということになり、その事実は、たとえ日本の法制度が同性間の婚姻を承認していないとしても、否定することができません。

性同一性障害特例法の非婚要件は、これまで、少なくない数の当事者に婚姻の解消を強いてきました。また、婚姻関係の継続を希望する当事者に、法的な性別変更を諦めることを強いてきました。当団体のスタッフにも、意に反した離婚をしたり、法的な性別変更ができずに困っていたりする当事者の声が届いています。

すでに違憲とされた同法3条1項の4号要件や、違憲の指摘がなされている5号要件は、いずれも生殖に関わる身体的機能に影響を与えるものであり、これらも必然的に、当事者が家族を形成することを制約してきたという側面を否定できません。未成年の子がいないことを定めた3号要件も含め、これらの要件はいずれも「あり得べき家族の姿」以外の家族が生じることを否定したものと捉えることができます。

しかし、法的な承認を得るか否かに関わらず、当事者の家族の形成のあり方はすでに多様であり、その事実は、性同一性障害特例法の諸要件が現実に則していないこと、また、この法律が過酷にも当事者の家族を引き裂いてきたことを示しています。

私たちは、今回の審理が、そうした当事者たちの現実を踏まえたものとなることを求めます。そして、法的な性別変更を妨げられている当事者やその家族が被り続けている不利益や困難が、一刻も早く解消されることを強く願います。